

(別紙様式1)

## 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：鹿児島県  
農業委員会名：錦江町農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

##### (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

- ア 周知している  イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町の掲示板へ開催公告を掲示
改善措置	
周知していない場合、その理由	

##### (2) 総会等の議事録の作製

- ア 作製している  イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	概ね10日間
改善措置	

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

##### (3) 議事録の内容

- ア 詳細なものを作製している  イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	
------	--

##### (4) 議事録の公表

- ア 公表している  イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町ホームページへ掲載
改善措置	

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 10 件、うち許可 10 件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	事務局担当職員の現地確認及び担当農業委員の現地調査並びに当事者の要件等の聞き取り調査を実施					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	事務局からの議案の説明と担当農業委員の現地調査等の報告を求めてから審議する。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		結果通知した件数: 10 件			
	是正措置	不許可処分の理由の詳細を説明した件数		件			
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページに議事録を掲載					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日		
	是正措置						

### (2) 農地転用に関する事務

(1年間の処理件数: 4 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農業委員2名及び事務局との合同調査を現地で実施する。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局からの議案の説明と担当農業委員の現地調査等の報告を求めてから審議する。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	町ホームページに議事録を掲載			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置				

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	14 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	14 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 380 件	公表時期 平成27年4月
		情報の提供方法: 町ホームページへ掲載	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 549 件	取りまとめ時期 平成27年3月
		情報の提供方法: 町ホームページへ掲載	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 1527.6 ha	整備方法: 直接入力
		データ更新: 農業委員会総会後随時入力	
	是正措置		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	なし
その他法令事務に関するもの	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成26年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 527. 6 ha	23. 43 ha	1.53%
課 題	・高齢化による規模縮小、離農等により、耕作されない農地もあるが、耕作条件の不利な農地の利用権設定等の流動化が進まない。特に、中山間地域においては、鳥獣被害で、耕作意欲がそがれている。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
10. 0 ha	5. 31 ha	53.10%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～9月	20人	11月～12月	
活動実績	農地の利用状況調査	調査方法	農地パトロール(農地利用状況調査)による一斉調査		
		実施時期: 平成 年 月～月			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		8月～12月	20人	11月～12月	
活動実績	遊休農地への指導	調査方法	農地パトロール(農地利用状況調査)による一斉調査		
		実施時期: 平成 年 月～月			
活動実績	遊休農地への指導	指導件数: 件	指導面積: ha	指導対象者: 人	
		件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
活動実績	遊休農地である旨の通知	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 件	面積: ha	対象者: 人
		件数: 件	面積: ha	対象者: 人	
活動実績	その他の取組状況	担当農業委員が、遊休農地解消への指導を行う。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	解消目標面積は達成出来なかつたが、確実に解消、集積が進んでいる。		
活動に対する評価の案	農業委員活動により、あつせん若しくは利用権設定がなされた。		

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### 6 地域の農業者等からの意見等を踏ました評価の決定

目標に対する評価	意見がなつかたため案のとおり決定
活動に対する評価	意見がなつかたため案のとおり決定

### III 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成26年 3月現在)	農家数	1,047 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	422 戸	159 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	13 法人			
課 題	・農業者の高齢化が進んでいる。新規就農者もあるが、数的に少ない。 ・集落営農組織や農業生産法人の生産・組織活動を支援し、他地域あるいは個別経営体への波及を図る必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	5 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	2 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②)/(①)×100)	40.00%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	新規事業を予定する農業者や農業生産法人等を認定農業者へ誘導する。 再認定を行うべき農業者に対し、農業委員を通じて認定農業者への誘導を図る(通年) 親子共同経営者や若手農業者に対して10月の農地流動化月間及び1月の農業者年金加入推進月間を重点期間として、認定農業者への誘導を図る。		
活動実績	再認定については、事務局からの通知文書で再認定を促した。 新規の候補者には、ことあるごとに農業委員からの推進が図られた。 農地流動化推進期間に新規掘り起こしがなされた。		

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	農業委員会が認定農業者の掘り起こしを推進しているが、認定農業者の数は年齢の高齢化等により伸び悩んでいる。		
活動に対する評価の案	認定農業者の再認定を促すとともに、農業で自立する方策を示していくかなければならない。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	意見が無かつたため案のとおり決定		
活動に対する評価	意見が無かつたため案のとおり決定		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成26年 3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1, 527. 6 ha	815. 9 ha	53.41%
課 題	・規模拡大志向農家への農地の集積・集約化を図るために農地の利用調整も必要である。 ・1筆当たり面積の狭い農地については、畦畔除去等の手法も推進しながら、大型機械に対応できる農地の確保を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
10 ha	16. 84 ha	168.40%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	10月を農地流動化月間と定めて、新規掘り起こし活動を積極的に推進する。
活動実績	年間を通じて担い手への集積を図った。中間管理事業や永年作物抜根事業により集積が向上した。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	新規掘り起こしによる利用権設定がなされた。
活動に対する評価の案	地道な活動や事業を活用して担い手への集積を図る必要がある。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に 対する意見等	なし
活動の評価案に 対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	意見がなつたため案のとおり決定
活動に対する評価	意見がなつたため案のとおり決定

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成26年 3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 527. 6 ha	0. 00 ha	0.00%
課 題			

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0. 00 ha	0. 00 ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	8月を農地パトロール月間と定めて、町内の各農地を担当委員毎に分けて実施する。
活動実績	違反転用に該当する案件はなかった。

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の案件は無かったが、今後とも発生を未然に防ぐよう啓発活動を行う。
活動に対する評価の案	違反転用の案件は無かったが、今後とも農業委員活動の中で情報収集を行う。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	意見がなつたため案のとおり決定
活動に対する評価結果	意見がなつたため案のとおり決定

#### ※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。